

大熊町大野駅西地区産業交流施設、駐車場、商業施設
指定管理予定者公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答内容
1	実施要領	1	1			「賑わい創出」とは、実際に大熊町内に人が訪れる状態のことのみを指しますか？あるいは、インターネット上などでの大熊町の話題が活性化することも賑わいに含まれますか？	別添資料2のP.23に示す訪れる方の人数を目指しています。なお、実際に大熊町内に人が訪れることが最大の目的であり、インターネット上での話題の活性化はその手段と考えているため、インターネット上での「にぎわい創出」が町や町民に寄与する必要があると考えています。
2	実施要領	1	1			「賑わい創出」の効果として、大川原地区を含む大熊町全体の来町者数の増加も本事業評価に含まれますか？あるいは、本事業実施期間中における賑わい創出効果は、あくまで大野駅西地区に限定したものになりますか？	限定いたしません。
3	実施要領	4	7	(1)		指定管理予定者の期間は、令和4年9月下旬から令和6年春頃となっています。令和4年度が約6ヶ月、令和5年度が約1年となりますが、委託費の上限については期間に比例していませんが、どのような理由でしょうか。	各年度の業務想定に基づいた金額となります。
4	実施要領	6	8	(9)		町内に主たる事業所、営業所若しくは事務所を置く又は置こうとする者となりますが、今後弊社が町内に事務所を設置する場合、当該管理対象施設の商業施設内に事務所を設置することは可能でしょうか。	商業施設への事務所設置は不可とします。また、町内に主たる事業所、営業所若しくは事務所を置こうとする者としては、参加申し込み時に、町内への事務所等の移転または設立計画が定まっております。産業交流施設の開業までに移転または設立が確約できる者である必要があります。
5	実施要領	11	9	(5)		様式8の事業計画書以外に、関連する補足説明としての別添資料の提出は認められますか？	不可とします。
6	仕様書	3	2	(2)		商業施設の誘致する業種分野等において、バランスを取るなどの配慮を必要から特定の業種を必ず入れるなどの基準はありますでしょうか。それらも踏まえてすべて提案事項でしょうか。	提案によります。
7	仕様書	7	4	(3)	イ (イ)	職員の雇用にあたっては、地元からの積極的な雇用を務めることとありますが、施設が開業するまでに施設周辺にある程度の居住者がいることを想定していますでしょうか。また地元の解釈は、周辺市町村を含む浜通りという解釈でよろしいでしょうか。	居住出来る環境は想定しているため、帰町や移住、定住に寄与する雇用を期待しています。地元とは大熊町を指します。
8	仕様書	14	5	(2)	① ウ (イ)	軽易な修繕は指定管理者が行い、その年間費用は100万円までとありますが、1回の金額に基準はありますでしょうか。	基準はありません。
9	その他					商業施設利用者の誘致をするにあたっては、消費者となる大熊町の将来人口を考慮する必要があります。 「大熊町公共施設総合管理計画」において推計している2025年総人口数は、12468人となっておりますが、現状の帰還率を踏まえると大きな乖離があるように感じます。 現状帰還率を踏まえた児童・生徒、生産年齢人口、高齢者別の推計人口は何人となりますか。	「大熊町公共施設総合管理計画」の社人研推計は、町外へ避難されている町民の人数も含んでおります。町内の人口目標については、「大熊町第二次復興計画改訂版」P.33に示す通りです。